

西区役所及び山田支所における
壁面等広告設置掲出事業
(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入 札 案 内 書

入札日時：令和 8 年 2 月 2 日（月）午後 3 時 00 分

入札場所：名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号

西区役所等複合庁舎 3 階 第 1 会議室

名 古 屋 市

お申し込みの前に必ずこの案内書をお読みください

目 次

◇ あらまし	P. 1
◇ 入札説明書	
第 1 掲出場所等	P. 4, 5
第 2 参加者の資格	P. 5～7
第 3 広告の掲出条件	P. 8, 9
第 4 入札書の提出	P. 10, 11
第 5 入札金額	P. 11
第 6 開札	P. 12
第 7 競争入札参加資格確認申請	P. 13, 14
第 8 契約の締結	P. 14
第 9 広告掲出料の納付	P. 14
第 10 契約保証金	P. 15
第 11 問合せ先	P. 15
◇ 契約書（案）	P. 16～22
◇ 仕様書	P. 23～43
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P. 44, 45
◇ 名古屋市広告掲載基準	P. 46, 47
◇ 西区広告掲載要綱	P. 48～55
◇ 行政財産目的外使用許可条件	P. 56
◇ 様式・記載例等	P. 57～

あ ら ま し

西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業は、西区役所及び山田支所において指定された場所に、壁面等広告を設置し、民間企業等の広告を掲出していただくものです。

当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、お申し込み下さい。

広告掲出までの流れ

入札案内書 (この案内書) の配布	市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
▼	
質問及び 回答	令和 8 年 1 月 20 日 (火) まで 電子メール又はファックスにて質問書(様式自由)を送付してください。 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 8 年 1 月 26 日 (月) を目途に名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
▼	
入札書の提出	令和 8 年 2 月 2 日(月) 午後 3 時 00 分 場所：名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 西区役所等複合庁舎 3 階 第 1 会議室 上記提出日時以降は、上記場所への入場はできません。 入札書(入札を委任する場合は委任状も)は、名古屋市公式ウェブサイトから書式をダウンロードしてください。
▼	
開札及び 落札候補者 の決定	令和 8 年 2 月 2 日(月) 午後 3 時 10 分 場所：入札書の提出場所と同じです。 入札者の前で開札を行います。 最高の価格で入札した方を落札候補者とします。 開札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
▼	
競争入札 参加資格 確認申請書 の提出	令和 8 年 2 月 2 日(月)～令和 8 年 2 月 4 日(水) 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。 期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。



審査結果の通知	参加資格の審査後、競争入札落札者決定通知書等を郵送します。
---------	-------------------------------



契約締結 行政財産目的外 使用許可申請書の 提出	審査結果の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結していただきます。 広告掲出面積の確定次第、行政財産目的外使用許可申請書を提出していただきます。 契約及び目的外使用許可は、落札者名義で行います。
-----------------------------------	---



契約保証金及び 広告掲出料の納付	契約保証金を契約締結日までに、広告料及び目的外使用料を契約書に定める期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。 なお、名古屋市契約規則第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定により契約保証金を免除することがあります。
---------------------	---



広告原稿の 審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、広告を設置していただきます。
----------------	---



広告の掲出	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度（最大令和 13 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。
-------	--

※ 西区役所へお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

地下鉄：鶴舞線「浄心駅」下車 4 番出口から約 350 メートル

市バス：「西区役所」下車 約 150 メートル

「浄心町」下車 約 450 メートル

入 札 説 明 書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 掲出場所等

1 広告を掲出する施設の名称及び所在地

名古屋市西区役所等複合施設 名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号

名古屋市西区役所山田支所 名古屋市西区八筋町 358 番地の 2

2 掲出場所等

設置掲出場所		数量	使用面積、設置方法
A	西 区 役 所	1 階 エントランスホール 総合案内サイン上部 壁面	縦 90cm×横 210cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
B		1 階 エントランスホール 公衆電話背面 壁面	縦 160cm×横 160cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
C		1 階 エントランスホール 行事案内モニター横 柱	縦 125cm×横 113cm×奥行 3.5cm 以内 パネル ビス打ち等
D		1 階 エントランスホール 情報コーナー横 柱	縦 120cm×横 100cm×奥行 3.5cm 以内 パネル ビス打ち等
E		1 階 北口玄関風除室 自動開閉扉上部扉面	縦 40cm×横 84cm×奥行 1cm 以内×2 面 シート貼り等
F		1 階 東口玄関風除室 自動開閉扉上部扉面	縦 40cm×横 80cm×奥行 1cm 以内×2 面 シート貼り等
G		1 階 庁舎内中央出入口 自動開閉扉上部扉面	縦 40cm×横 90cm×奥行 1cm 以内 シート貼り等
H		1 階 市民課待合出入口 壁面	縦 150cm×横 210cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
I		1 階 市民課記載台横 柱	縦 120cm×横 100cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
J		1 階 フロア案内図横 柱	縦 120cm×横 100cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等

K	山 田 支 所	1 階 区民福祉課 柱	1	縦 100cm×横 70cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
L		庁舎外 正面玄関前 柱	1	縦 90cm×横 65.5cm×奥行 3cm 以内 パネル設置等
M		庁舎外 正面玄関前 柱	1	縦 90cm×横 65.5cm×奥行 3cm 以内 パネル設置等
N		1 階 庁舎内出入口 自動開閉扉上部扉面	1	縦 40cm×横 83cm×奥行 1cm 以内×2 面 シート貼り等

第 2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本入札に参加しようとなしない者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）であること。
- 6 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 本公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売り払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であ

ること。

※ 落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

8 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する規制業種又は事業者でないこと。

9 本広告の日から過去 5 年以内に、広告掲出に係る業務について官公庁への履行実績があると認められる者であること。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 広告の掲出条件

1 掲出期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。)

※ 公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度（最大令和 13 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

※ 掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の 11 月末日までに西区役所区政部企画経理課に申し出てください。

2 広告料及び目的外使用料（以下、「広告掲出料」という。）

掲出期間中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

※ 広告掲出料のうち広告料については、入札により決定した金額になります。

※ 広告掲出料のうち目的外使用料については、広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した、庁舎使用にかかる行政財産の目的外使用料を納付してください。なお、目的外使用料は、入札の対象ではありません。

<目的外使用料の算定>

目的外使用料は、月額 900 円／㎡です。掲出期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を目的外使用料（月額 900 円／㎡）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

3 広告の仕様

仕様書のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後速やかに、広告の仕様、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項を記載した事業計画書（様式は任意）を提出してください。

5 広告主及び広告内容

西区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、西区広告掲載要綱を参照してください。なお、広告主及び広告内容については、名古屋市（西区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する又は広告を付け替える場合を含む。）の 3 週間前までに掲出広告の原案を西区役

所区政部企画経理課へ提出してください。

6 利用上の制限

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 目的外使用許可の許可条件を遵守すること。
- (4) 広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、西区役所の指示に従うこと。

なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に西区役所と協議を行うこと。

7 維持管理

広告掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (2) 広告を掲出するにあたっては、貼付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。
また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 広告の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、掲出事業者の責任において対応すること。

8 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

9 必要経費

広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。さらに、広告物に係る電気使用料、電気工事が必要となる場合の工事費についても、掲出事業者の負担とします。

第 4 入札書の提出

提出日時	令和 8 年 2 月 2 日(月) 午後 3 時 00 分
提出場所	名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 西区役所等複合庁舎 3 階 第 1 会議室
提出書類等	1 入札書（様式集参照） 入札書には、入札者（代表者、又は代表者から委任状により委任を受けた代理人（支店・営業所の長など）をいいます。以下同じです。）の記名をしてください。 2 委任状（様式集参照） ※代理人によって入札しようとする方に限ります。 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店、営業所の長など）は、委任状の提出が必要です。
注意事項	1 提出日時以降は、提出場所への入場はできません。 2 入札書の提出は、入札書を名古屋市担当者の指示に従い入札箱に投入することによるものとします。 3 入札の公平性を保つため、入札参加者数、問い合わせ件数などのお問い合わせにはお答えできません。 4 提出の際は、駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。 5 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。 6 入札書は、所定の入札書を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印をしたうえでご持参ください。 7 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。 8 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。 9 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。 10 入札者は、既に提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。 11 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。 (1) 競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札 (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

	(4) 記入事項を判読できない入札 (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札 (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札 (7) 記名押印のない入札 (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含みます。） (9) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合において、委任状を提出していない代理人のした入札 (10) 競争入札参加資格確認申請書又は添付資料（以下「申請書等」といいます。）に虚偽の記載をした者のした入札 (11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札 (12) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札 (13) 明らかに談合によると認められる入札 (14) 本案内書に定める入札方法によらない入札 (15) 本案内書に定める期限までに完了しなかった入札 (16) その他入札の条件に違反した入札 12 入札保証金は、免除とします。
--	---

第 5 入札金額

- 1 入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を表示してください。入札金額には、目的外使用料（月額 900 円／㎡）を含めないでください。
- 2 最低価格は非公表です。

第 6 開札

開札日時	令和 8 年 2 月 2 日（月） 午後 3 時 10 分
開札会場	名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 西区役所等複合庁舎 3 階 第 1 会議室 ※入札書の提出場所と同じです。
落札候補者の決定	1 開札は、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。 2 開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札をした方を落札候補者とします。
注意事項	1 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない名古屋市職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。 2 開札の結果、最低価格（月額）以上の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は 2 回（初度入札を含め 3 回）を限度として行います。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった方及び当該入札が無効とされた方は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。 3 入札者は、再度入札又は再々度入札において、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合、入札執行前のときは、入札辞退届（様式集参照）を提出することとし、入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入することとします。なお、入札辞退届の提出により入札を辞退した方は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

第 7 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。（「第 2 参加者の資格」を参照）
- 3 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 4 日（水） 午前 8 時 45 分 ～ 午後 5 時 15 分
提出先	名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 西区役所 区政部企画経理課
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1 通（様式集参照） (2) <個人の場合>住民票の写し 1 通 <法人の場合>現在事項全部証明書又は 履歴事項全部証明書 1 通 ※ どちらも発行後 3 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1 通（様式集参照） (4) 履行実績調書 1 通（様式集参照） (5) 返信用封筒 1 通 ※ 表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金を加えた料金の切手を貼った長形 3 号（12cm×23.5cm）封筒 (6) 西区広告掲載申込書 1 通（様式集参照）
注意事項	(1) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (2) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。 (3) 受付期間終了後は、(2)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。

- 4 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 5 入札結果については、入札者数、落札者名及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 6 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 7 6の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- 8 7に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。
- 9 提出された申請書等は返却しません。
- 10 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者候補者の負担とします。

第 8 契約の締結

- 1 落札決定後、落札者決定の通知書、契約書等の契約関係書類を送付します。
- 2 落札者は、1の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 契約書（案）は、15頁を参照してください。
- 5 契約書に収入印紙の貼付が必要な場合は、落札者の負担とします。

第 9 広告掲出料の納付

広告掲出料は、契約書に定める期限までに名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第10 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、6か月分の広告料とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出に限ります。
- 6 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第11 問合せ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和8年1月20日（火）までに提出してください。
- 2 下記のあて先へ電子メール又はファクスで質問書を送付してください（様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に「西区役所及び山田支所における壁面等広告掲出事業に係る質問書」と記入してください。）

西区役所 区政部企画経理課

電話番号：052-523-4642

ファクス番号：052-522-5069

電子メールアドレス：a25234642@nishi.city.nagoya.lg.jp

- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を、令和8年1月26日（月）を目途に名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

**西区役所及び山田支所における壁面等広告
設置掲出事業に関する契約書（案）**

名古屋市（以下「発注者」という。）と●●●●●●●●（以下「受注者」という。）とは、西区役所における壁面等広告の設置掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、西区役所庁舎の一部を提供し、受注者に広告を掲出させるものとし、受注者はこれに対して発注者に広告料を支払うものとする。

2 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（掲出場所及び仕様）

第2条 掲出場所及び仕様については、別添「西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 受注者は、契約締結後速やかに、掲出する広告の仕様、使用面積、設置方法、管理体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項について発注者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず発注者と協議しその承認を得るものとする。

（使用の許可、期間、使用料）

第4条 受注者は、広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2 使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 受注者は、前項に定める使用許可期間について、令和9年4月1日より1年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として更新を申請することができる。

4 受注者は、前項の使用許可の更新について、各年の11月末日までに更新の申請しなければならない。

5 受注者は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、発注者の定める期日までに発注者の発行する納入通知書により、所定の使用料を発注者に納入する。支払期日は次のとおりとする。なお、第3項により使用許可が更新された場合、令和9年度以降も期間と支払期日の各年を読み替え、令和8年度と同様の時期とする。

年 度	期 間	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

（契約期間及び更新）

第5条 本契約の契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 受注者は、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、令和9年4月1日より4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請することができる。この場合、契約を更新しようとする各年の11月末日までに発注者に文書により行わなければならない。
- 3 前条に定める使用許可が取り消されたときは、本契約は効力を失うものとする。

（広告料及び電気使用料）

第6条 受注者は、第4条第5項に定める使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を発注者に支払うものとし、発注者の定める期日までに発注者の発行する納入通知書により、発注者に納入する。支払期日は次のとおりとする。なお、前条第2項により契約更新された場合、令和9年度以降も期間と支払期日の各年を読み替え、令和8年度と同様の時期とする。

年 度	期 間	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

（※一括納付を原則としますが、毎月支払いを希望する場合）

年 度	期 間	支払期日
令和8年度	令和8年4月分	令和8年4月末日
令和8年度	令和8年5月～令和9年3月分	前月の末日

- 2 前項の広告料は、月額金■■■■■円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金■■■■■円）とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更前の広告料（税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。
- 3 受注者は、発注者に電気使用料を支払うものとし、発注者の定める期日までに発注者の発行する納入通知書により、発注者に納入する。
- 4 受注者が第1項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、受注者は納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合により算出した延滞金を発注者に支払わなければならない。
- 5 受注者が広告料及び延滞金を納入すべき場合において、納入された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。
- 6 受注者が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

（権利譲渡の禁止）

第7条 受注者は、発注の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一

部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（契約の履行の一時中止）

第8条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であつて受注者の責めに帰することができないものにより、受注者が契約を履行できないと認めるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により1月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、西区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

（広告主及び広告内容の審査）

第9条 受注者は、広告主及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「西区広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に発注者の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 受注者は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告のデータなど必要な資料を、広告掲出開始日の3週間前までに、発注者に提出するものとする。

3 発注者及び受注者は、広告主及び広告内容について、西区役所の公共性、美観及び西区役所利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容の修正・変更）

第10条 発注者は、広告内容が西区役所に掲出する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して広告内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、受注者が負担する。

3 受注者は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に前条に定める審査を受け、その承認を得るものとする。

（広告内容についての責任）

第11条 受注者は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、受注者は保証するものとする。

(3) 発注者に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

（広告掲出にあたっての留意事項）

第12条 受注者は、広告掲出にあたっては、西区役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならないよう配慮しなければならない。

- 2 受注者は、広告の落下及び破損等により、西区役所利用者等に危険を生じさせないよう配慮しなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、受注者はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、受注者が負担する。
- 4 広告掲出によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、天災等受注者の責めに帰さない場合も含め、受注者の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 受注者は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。
- 6 受注者は、広告が毀損、汚損もしくは紛失等した場合は、受注者の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 7 発注者は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに受注者に通報しなければならない。

（広告物の一時撤去又は一時削除）

第13条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 受注者が、第4条第1項に定める使用許可の許可条件、本契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「西区広告掲載要綱」に違反したとき。
 - (3) 第9条1項の規定による広告内容等の修正を受注者が行わないとき又は第12条第3項に定める発注者の助言及び指導に受注者が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は受注者が負担する。
 - 4 第1項に定める指示があつたにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に受注者がこれを行わないときは、発注者は、受注者の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は受注者が負担するものとする。この場合において、発注者はこれによって生じた受注者の損害の賠償を行わない。
 - 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、受注者に返還しない。

6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に通告し、本契約を解除できる。

- (1) 第4条に定める使用許可を受注者が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 受注者による破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、又は受注者に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 次条の規定によらないで、受注者が本契約の解除を申し出たときで、発注者が契約の解除が相当であると認めるとき。

2 発注者は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により本契約を解除することができる。

3 本条の規定により本契約が解除された場合において、受注者の責めに帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済広告料を違約金とし受注者に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

5 受注者は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により発注者に通告し、本契約を解除できる。

- (1) 発注者が正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（原状回復義務）

第16条 許可期間が満了し、又は本契約が解除された場合には、受注者は自己の費用をもって広告を撤去し、広告掲出場所を原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 受注者は、前項の定めにより広告掲出場所を発注者に返還するときは、原状に回復した後、直ちに発注者の検査を受け、発注者の承認を受けなければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、受注者が広告掲出場所を返還しない場合は、本契約終了の翌日から広告掲出場所の明渡し完了までの間、受注者は発注者に対して当該期間にかかる使用料及び広告料相当額の使用損害金を支払うほか、発注者に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第17条 受注者は、本契約に定める事項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

2 受注者は、本契約を履行するにあたり、発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

3 受注者は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は発注者と受注者で協議して決める。

5 受注者は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たらなければならない。

（著作権等の管理）

第18条 受注者は広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、発注者の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第19条 受注者は業務の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第20条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

（談合その他の不正行為に係る特約条項等）

第21条 受注者は事業を実施するにあたり、別添「談合その他の不正行為に係る特約条項」及び「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

（疑義の解釈等）

第22条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

受注者

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規

定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(発注者の解除権)

第 1 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

西区役所及び山田支所における壁面等広告 設置掲出事業 仕様書

1 事業概要

「西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業」は、掲出事業者（以下、「受注者」という。）が名古屋市（以下、「発注者」という。）に、広告掲載料（広告料及び目的外使用料）の納入をした上で、西区役所庁及び山田支所舎内に壁面等広告を設置するものである。

2 広告掲出を行う施設の名称、所在地

名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 西区役所等複合施設

名古屋市西区八筋町 358 番地の 2 西区役所山田支所

3 広告掲出場所及び設置内容

設置掲出場所			数量	使用面積、設置方法
A	西 区 役 所	1 階 エントランスホール 総合案内サイン上部 壁面	1	縦 90cm×横 210cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
B		1 階 エントランスホール 発電量パネル横 壁面	1	縦 160cm×横 160cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
C		1 階 エントランスホール 行事案内モニター横 柱	1	縦 125cm×横 113cm×奥行 3.5cm 以内 パネル ビス打ち等
D		1 階 エントランスホール 情報コーナー横 柱	1	縦 120cm×横 100cm×奥行 3.5cm 以内 パネル ビス打ち等
E		1 階 北口玄関風除室 自動開閉扉上部扉面	1	縦 40cm×横 84cm×奥行 1cm 以内×2 面 シート貼り等
F		1 階 東口玄関風除室 自動開閉扉上部扉面	1	縦 40cm×横 80cm×奥行 1cm 以内×2 面 シート貼り等
G		1 階 庁舎内中央出入口 自動開閉扉上部扉面	1	縦 40cm×横 90cm×奥行 1cm 以内 シート貼り等
H		1 階 市民課待合出入口 壁面	1	縦 150cm×横 210cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
I		1 階 市民課記載台横 柱	1	縦 120cm×横 100cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等
J		1 階 フロア案内図横 柱	1	縦 120cm×横 100cm×奥行 4cm 以内 パネル ビス打ち等

K	山 田 支 所	1階 区民福祉課 柱	1	縦100cm×横70cm×奥行4cm以内 パネル ビス打ち等
L		庁舎外 正面玄関前 柱	1	縦90cm×横65.5cm×奥行3cm以内 パネル設置等
M		庁舎外 正面玄関前 柱	1	縦90cm×横65.5cm×奥行3cm以内 パネル設置等
N		1階 庁舎内出入口 自動開閉扉上部扉面	1	縦40cm×横83cm×奥行1cm以内×2面 シート貼り等

- (1) 別添の設置掲出場所図面及び設置掲出場所写真を参照し、必ず現地を確認する。
- (2) 実際の設置掲出場所及び設置方法の詳細については、発注者及び受注者が協議して定める。
- (3) A～Nの中で、受注者が設置掲出を希望する場所において、壁面等広告を設置掲出することができる。ただし、壁面等広告設置掲出事業契約においては、受注者が設置を希望した場所についてのみ契約するものとする。
- (4) パネル設置のサイズは、フレーム部分も含める。
- (5) シート貼りは、両面に広告を掲出するものについても可とする。

4 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結日の日から令和 9年 3月31日まで
- (2) 掲出期間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。ただし、設置については令和 8年 4月30日までに設置するものとし、契約締結後、令和 8年 3月31日までに資機材を持ち込むなどの事前準備を行う場合は、あらかじめ発注者の同意を得るものとする。また、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、令和13年 3月31日を限度とした期間で 1年を単位として設置期間の更新を申請することができる。ただし、各年の11月末日までに更新の申請しなければならない。

5 設置条件

- (1) パネルによる広告物は、フレーム等の設備（以下「広告掲出設備」という。）により設置し、広告面は透明アクリル板等で保護する。
- (2) 広告物や広告掲出設備の材質については、壁面等に掲げることができるものとする。
- (3) 広告掲出設備は、角等が鋭利にならないよう加工を施すとともに、留め代が目立たない仕様にする。
- (4) 壁面等に確実に固定し、落下防止等の安全措置を講じるとともに、来庁者の通

行等に支障が生じないように配慮する。

(5) 撤去時は、広告物の設置掲出前の原状に回復する。

6 表示方法等

- (1) 受注者は、貸付人と協議し、壁面等広告の一部に西区のPR等の内容を表示することができる。
- (2) 広告枠に空が生じる場合においても納付済の広告料は返還しない。さらに、受注者は、庁舎の美観を損なわないような措置を講じなければならない。
- (3) 壁面等広告には、原則、来庁者が視認できる大きさと、受注者名及びその連絡先を表示する。

7 受注者の業務

- (1) 広告の作成、設置掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- (2) 広告主の募集
- (3) 広告に関する問合せ及び苦情に対する対応
- (4) 広告料及び庁舎の目的外使用料の納付

8 事業計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに、掲出する広告の仕様、使用面積、設置方法、管理体制及びスケジュール等を記載した事業計画書を西区役所区政部企画経理課に提出するものとする。また、当初の事業計画を変更する場合についても、同様とする。

9 広告掲出にかかる庁舎の目的外使用許可及び使用料等

- (1) 受注者は、広告掲出について庁舎の目的外使用許可を受け、募集の際に提示した広告料とは別に、広告掲出面積に応じて算出した使用料を納付するものとする。
- (2) 使用料は広告掲出面積 1㎡あたり屋内は月額 900円、屋外は月額 400円とし、算定結果に 1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げ、月額が 100円に満たない場合は 100円とする。また、広告期間に 1月未満の端数がある時はこれを 1月として算定する。
- (3) 広告掲出に伴う電気等の諸設備の利用に必要な経費については、受注者の負担とする。

10 広告にかかる審査

- (1) すべての広告は、「名古屋市西区広告掲載要綱」による西区広告審査会において適正と審査されたものに限り、設置掲出することができる。
- (2) 受注者は、その都合により広告を変更する場合は、発注者の指定する日までに

変更案を西区役所区政部企画経理課へ提出し、西区広告審査会の審査を受けたのち、変更することができる。

11 その他

- (1) 「7 受注者の業務」(1)～(3)に係る費用は、すべて受注者の負担とする。新たに電源工事等を必要とする場合の費用も、受注者が負担する。
- (2) 壁面等広告のメンテナンス、破損や故障時の対応等一切の保守管理に関しては、受注者の責任と負担において速やかに対処するものとする。
- (3) その他については、発注者及び受注者が協議して定める。
- (4) 本仕様に定めるもののほか、別添の「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市西区広告掲載要綱」及び「行政財産目的外使用許可条件」、その他関係法令を遵守する。
- (5) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「グリーン配送に関する特記仕様書」適用があるものとする。

12 参考

運用中の広告媒体（令和7年12月31日現在）

No.	種 類	設置掲出場所	契約満了 予定日
1	広告付き 行政情報 モニター	西区役所 1階 市民課待合 2箇所 1階 保険年金課待合 1箇所 4階 保健福祉センター診察室待合 1箇所 西区山田支所 1階待合 1箇所	令和8年 3月31日
2	マップ広告	西区役所 1階情報コーナー向い壁面 1箇所 西区山田支所玄関ホール 1箇所	令和8年 3月31日
3	広告付き A E D	西区役所エントランスホール 1箇所 西区山田支所玄関ホール 1箇所	令和9年 3月31日
4	壁面等広告	西区役所内 9箇所 西区山田支所内 3箇所	令和8年 3月31日
5	アクリルパ ーテーショ ン広告	西区役所内 西区山田支所内 計20箇所	令和8年 4月30日

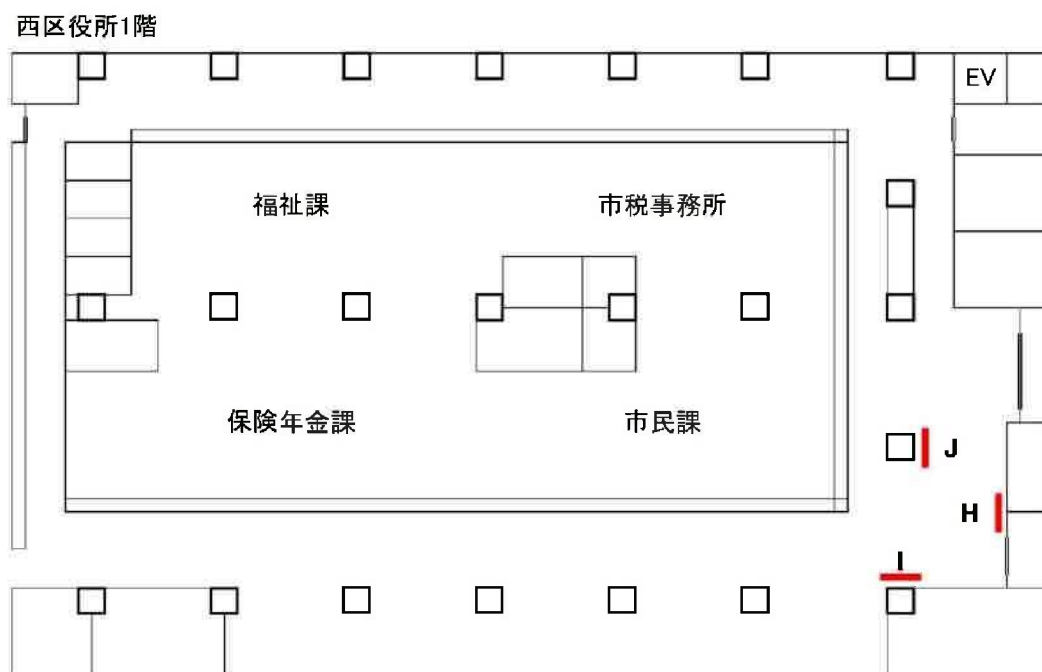
※No.1、No.2については広告掲出を継続予定です。また、新たに区役所内のエレベーターにも広告掲出を予定しています。

【西区役所等複合施設】

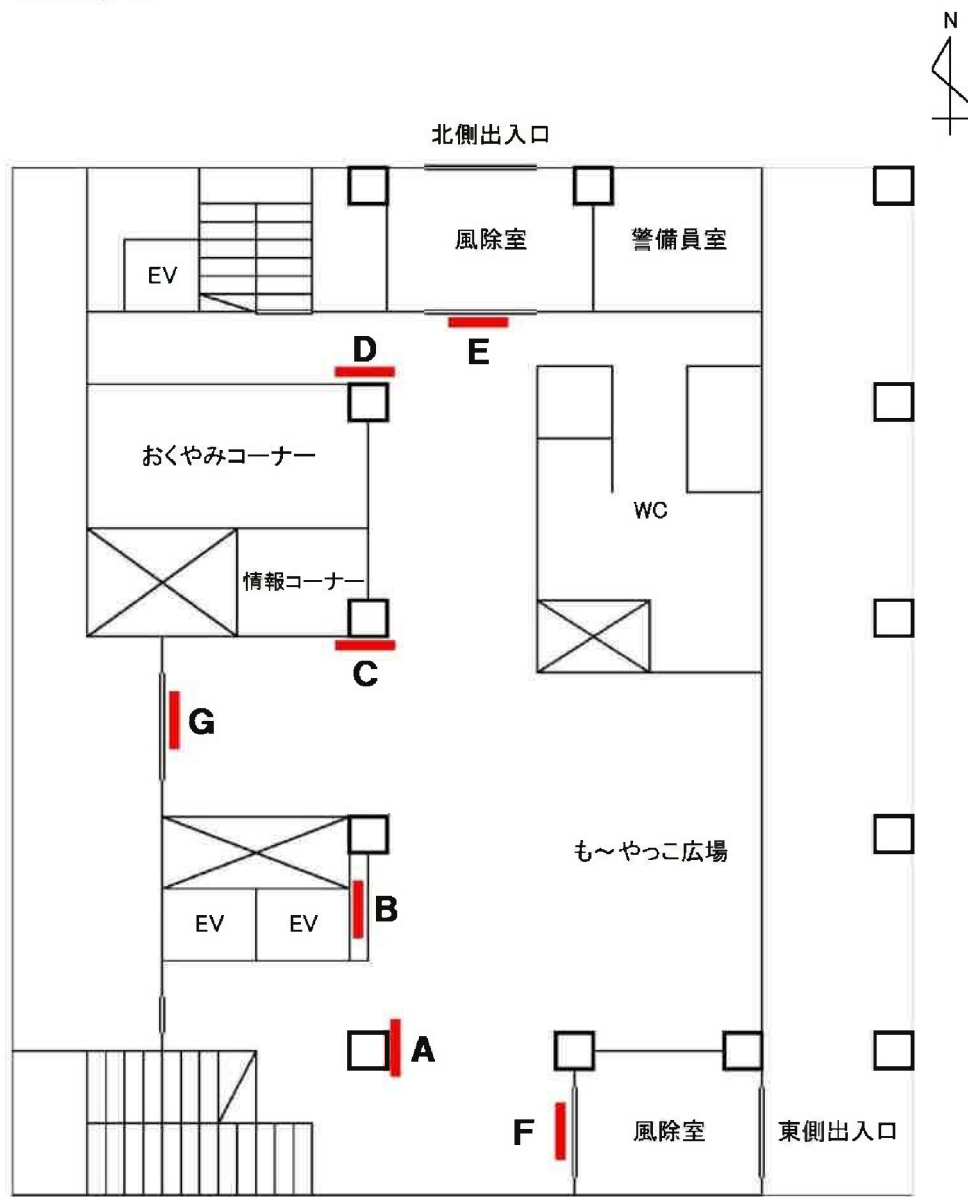
1 現地案内図



2 設置掲出場所図面



西区役所1階

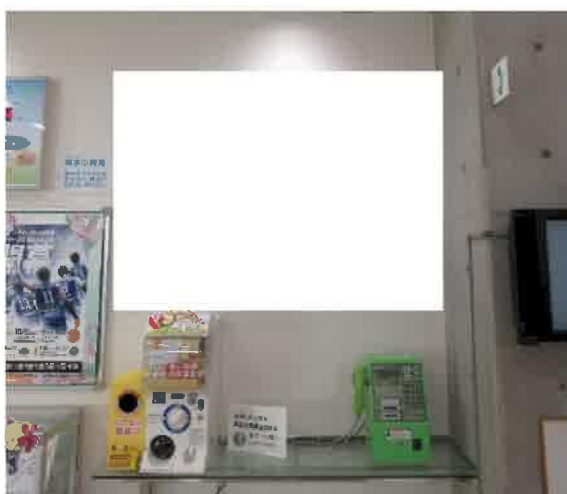


3 設置掲出場所写真

A 1階 エントランスホール総合案内サイン上部 壁面



B 1階 エントランスホール発電量パネル横 壁面



C 1階 エントランスホール行事案内モニター横 柱



D 1階 エントランスホール情報コーナー横 柱



E 1階 北口玄関風除室自動開閉扉上部 扉面



F 1階 東口玄関風除室自動開閉扉上部 扉面



G 1階 庁舎内中央出入口自動開閉扉上部 扉面



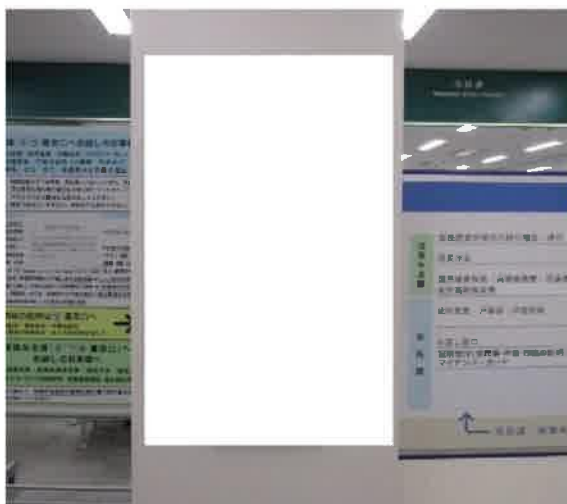
H 1階 市民課待合出入口 壁面



I 1階 市民課記載台横 柱



J 1階 フロア案内図横 柱



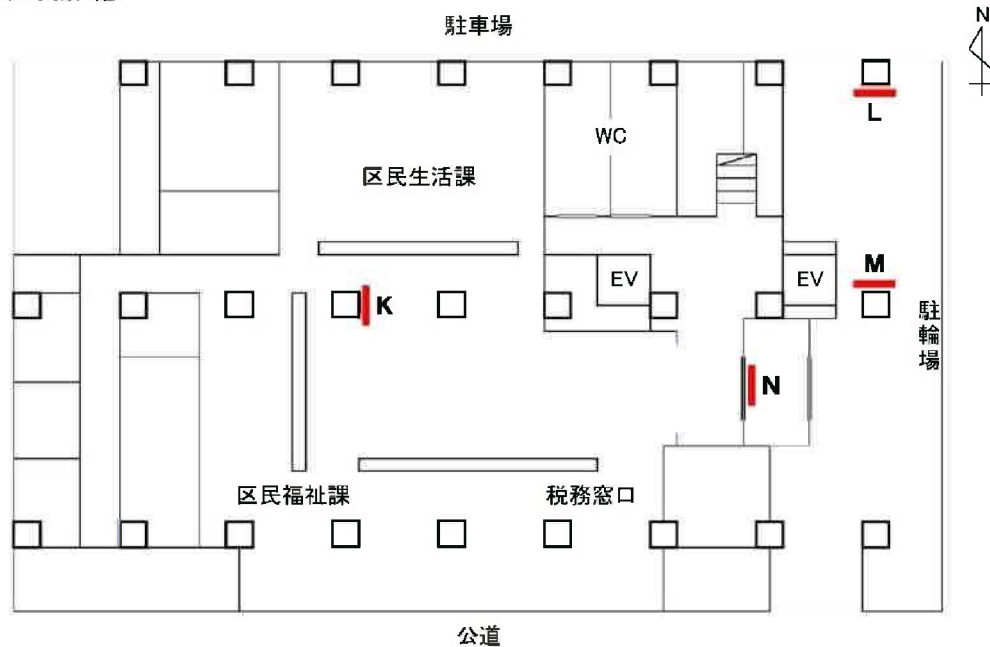
【山田支所】

1 現地案内図



2 設置掲出場所図面

山田支所1階

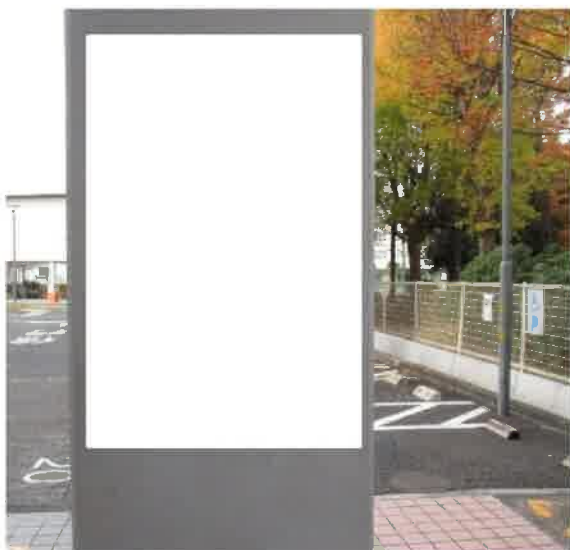


3 設置掲出場所写真

K 1階 区民福祉課 柱



L 庁舎外 正面玄関前 柱



M 庁舎外 正面玄関前 柱



N 1階 庁舎内出入口自動開閉扉上部 扉面



情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下

「再々委託」という。) させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利

用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

特記事項

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

西区広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市西区役所（以下「西区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か西区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 西区が作成する印刷物
- (2) その他西区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載することがふさわしくないものは、広告媒体に掲載することができない。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続

(6) 広告の選定方法

(7) 広告掲載手続

(8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

（広告の掲載の申込み）

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、募集要領に定められた申込書により、申込みを行う。

2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とする者（以下、「広告代理業者」という）を含む。

（広告掲載の決定等）

第6条 所管課の長は、この要綱及び第4条の募集要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を書面により通知するものとする。

（広告原稿の作成等）

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。

2 広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認

を受けなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納しなければならない。ただし、所管課の長が特に必要があると認めるときは、分割して定期前納することができるものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

ただし、現物の納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできな

いものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面により速やかに所管課の長に申し出るものとする。
- 3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払は行わない。

(広告掲載料の返還)

- 第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額広告掲載料の合計額とする。
 - 3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。
- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
 - 4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
 - 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担する

ものとする。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(西区広告審査会の設置)

第15条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

- 2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 前項の出席については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できる場合を含むものとする。
- 8 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。
- 10 特に緊急又はやむを得ない事由により広告審査会を開催できない場合は、委員長及び委員に議案を持ち回り、承認を受けることにより、広告審査会の審議に代えることができる。

11 広告審査会の庶務は、企画経理課が処理する。

(広告審査会の承認に代わる措置)

第15条の2 所管課の長は、本要綱において広告審査会の承認が必要とされる事項であっても、次に掲げる場合には、委員長の決裁をもって、広告審査会の承認に代えることができるものとする。

(1) 従前の広告審査会にて承認を受けた広告の内容を変更することなく再掲載する場合。

(2) 従前の広告審査会にて承認を受けた広告の内容を変更するもので、委員長が特に認める場合。

2 前項の規定による処置については、委員長が次の広告審査会において報告するものとする。

(その他)

第16条 その他広告掲載につき必要な事項は西区長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表

委員長	区政部長
委 員	総務課長 地域力推進課長 民生子ども課長 区民生活課長 委員長の指名する職員

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額 円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じて市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
 - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

様式・記載例

入札書

令和 8年 2月 2日

(あて先) 名古屋市 長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏名

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件名	金額(月額)						
	百万	拾万	万	千	百	拾	老
西区役所及び山田支所における 壁面等広告設置掲出事業							

ただし、広告料の月額(契約希望金額の110分の100に相当する金額)

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合(代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合)は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

記載例

入札書

令和 8年 2月 2日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 商号又は名称 名古屋株式会社 西支店
 役職名 支店長
 氏名 名古屋 次郎

代表者、または代表者から委任状により委任を受けた代理人（支店・営業所の長など）を記入してください。

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件名	金額（月額）						
	百万	拾万	万	千	百	拾	老
西区役所及び山田支所における 壁面等広告設置掲出事業		¥	○	○	○	○	○

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 8 年 1 月 13 日公告の西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業にかかる入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

（所在地）

甲（委任者）

（商号又は名称）

（役職・氏名）

上記委任の件、承諾しました。

（所在地）

乙（受任者）

（商号又は名称）

（役職・氏名）

（あて先）名古屋市長

記 載 例

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 8 年 1 月 13 日公告の西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業にかかる入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日 ←入札書の提出日以前の日を記入してください

	(所在地)	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
甲（委任者）	(商号又は名称)	名古屋株式会社
	(役職・氏名)	代表取締役 名古屋 一郎

上記委任の件、承諾しました。

	(所在地)	名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
乙（受任者）	(商号又は名称)	名古屋株式会社 西支店
	(役職・氏名)	支店長 名古屋 次郎

(あて先) 名古屋市長

入 札 辞 退 届

令和 8 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(入札者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

下記について、都合により入札を辞退します。

記

件 名	西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業
-----	---------------------------

記 載 例

入 札 辞 退 届

令和 8 年〇月〇日

(あて先) 名 古 屋 市 長

(入札者) 所 在 地 名古屋市 中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社 西支店
役 職 名 支店長
氏 名 名古屋 次郎

入札書に記入された入札者を
記入してください。

下記について、都合により入札を辞退します。

記

件 名	西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業
-----	---------------------------

競争入札参加資格確認申請書

令和 8年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(申請者) 所在地
商号又は名称
役職名
フリガナ
氏 名

令和 8年 1月13日公告の西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと、当該事業にかかる入札説明書に定める参加者の資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- (1) <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通
どちらも発行後 3か月以内のもの
- (2) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- (3) 履行実績調書 1通
- (4) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形 3 号（12cm×23.5cm）封筒

連絡先 部 署
担 当 者
電話番号

(注) 申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	住 所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記 載 例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号			
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・S・H・R 40・8・15	男	名古屋市中区三の丸〇丁目 〇番〇号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・S・H・R 40・10・10	女	名古屋市中区三の丸〇丁目 〇番〇号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・S・H・R 45・1・23	男	名古屋市中区三の丸〇丁目 〇番〇号
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所を記載し、その他の役員は現住所を記載してください

※ 法人の役員について記載すること。

履 行 実 績 調 書

令和 8 年 月 日

(あて先) 名 古 屋 市 長

(入札者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

令和 8 年 1 月 13 日公告の西区役所及び山田支所における壁面等広告設置掲出事業にかかる競争入札参加資格 2(9)につきまして、履行実績を有しておりますので証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付し、届け出ます。

西区広告掲載申込書

令和 8年 月 日

(あて先) 名古屋市西区長

(申込者)
所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

西区役所及び山田支所における壁面等に広告の掲出を申込みます。申込みにあたっては、
西区広告掲載要綱の規定を遵守します。